

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第四課

1. 案件名（国名）

国名：バングラデシュ人民共和国

件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における人材育成の現状と課題

バングラデシュ人民共和国(以下「同国」という。)においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。従って、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、「人材育成奨学計画」(以下「本事業」という。)が取り組む中核となる行政官等の育成が期待されている。

(2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけと必要性

政府は第7次五か年計画(2016~2020)において、ガバナンスを重点分野の1つとして位置づけ、行政能力と効率性の向上に加え、公共セクター事業の効果的なモニタリングと評価により、良い統治(Good Governance)を確立し、ひいては、住民に質の高い公共サービスが提供できる仕組みの確立を目指している。これらの戦略の実施に関しては、中長期的な政策・計画の策定能力、その計画を実現させるための制度の構築能力などをもった人材の育成が重要であり、本事業はそのための支援として位置づけられる。

(3) 各開発課題に対する我が国及びJICAの援助方針と実績

対バングラデシュ人民共和国国別開発協力方針(2012年6月)では、同国政府が目標とする2021年までの中所得国化の実現を支援するため、「持続可能かつ公平な経済成長の加速化と貧困からの脱却を支援すること」を援助の基本方針として掲げている。開発課題の一つとして「行政能力向上」が定められているほか、横断的な留意事項としても、ガバナンスの改善のため、あらゆる分野の支援において、政府機能の強化、行政サービス向上が図られるように留意することとしている。

また、対バングラデシュ人民共和国 JICA 国別分析ペーパー(2013年4月)においても、社会の脆弱性克服のため「行政能力向上」が重点課題であると分析している。

本事業は、本方針に基づき、行政機能の改善を援助重点分野と設定しており、我が国及びJICAの協力方針との整合性が認められる。

(4) 他の援助機関の対応

当国において類似事業を実施する主なドナーとして、豪州、カナダ、英国等の欧米諸国や韓国、シンガポール、タイ等のアジア各国の奨学金事業が挙げられる。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、同国政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位(修士)を取得することを支援することにより、同国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と同国政府との人的ネットワーク構築を図り、もって同国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

該当なし。

(3) 事業概要

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 30 名(修士課程 30 名)の留学生在が、本邦大学院において、同国における優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 4 年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 3.45 億円(概算協力額(日本側): 3.45 億円、バングラデシュ側: 0 億円)

(5) 事業実施スケジュール(協力期間)

2017 年 7 月～2020 年 3 月を予定(計 33 カ月)

(6) 事業実施体制(実施機関/カウンターパート)

本事業の円滑な実施のために、同国において運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、バングラデシュ政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成: 財務省、人事省、計画省、教育省、在バングラデシュ日本大使館、JICA バングラデシュ事務所

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類: C

② カテゴリ分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布) 上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進: 該当なし。

3) 社会開発促進(ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等): 該当なし。

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担: 該当なし。

(9) その他特記事項: 該当なし。

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件

特になし。

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

① 当国の人材育成に対する政策が変更されない。

② 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。

③ 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去の人材育成奨学計画事業では、受入分野・受入大学等に関し毎年度ごとの計画策定であったため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、平成 20 年度以降新方式による人材育成奨学計画事業においては、事業効果をその国の発展へとより直接的に繋げることが可能とするべく、協力準備調査(今次調

査に該当)を実施して優先課題を特定し、当該課題へ対応するべく4期の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

今回に関しても、4期を通じて対象セクター及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画としている。そのために、2016年度に協力準備調査を実施し、中核人材育成分野の課題を明確にし、より適切な人材を多くの候補者から選出できるよう適切な対象セクター及び募集対象機関の選定を図っている。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。(事例)

- ・「2. 事業の背景と必要性」に記載のとおり、各省行政官の能力向上は、同国における共通した重要課題であり、また、当事業は同国開発計画及び同国に対する我が国援助計画とも合致している。
- ・行政官を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値 (2017年)	目標値 (2020年)
留学する学生数(人):修士	0	30
留学生の学位取得率(%) ⁱ	0	95

2) 定性的効果

- ・本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位(修士)を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

7. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる主な指標

6.(2) 1)のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

6. (2) 1)に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に1度調査を行い、取りまとめる。

以上

ⁱ 学位取得率については、4期分の計画(3.(3)事業概要参照)全体における目標値とする。また、4.(2)に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。